

群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会で使用している
「医療事故」の定義について

標記委員会名にも使用している「医療事故」については、平成27年10月1日から施行された改正医療法に基づく医療事故と定義を異にしています。

委員会で使用している「医療事故」は、リスクマネジメントマニュアル作成指針などに示されている広義の「医療事故」として使用していることを付記いたします。

平成27年12月12日

群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会

※参考

厚生労働省による定義

厚生労働省リスクマネジメントスタンダードマニュアル作成委員会によると、次のように定義されている。なお、医療過誤は医療事故の一類型とされている。

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、以下の場合を含む。なお、医療従事者の過誤、過失の有無を問わない。

ア 死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合。

イ 患者が廊下で転倒し、負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない場合。

ウ 患者についてだけでなく、注射針の誤刺のように、医療従事者に被害が生じた場合。

- 「リスクマネジメントマニュアル作成指針」

医療法に基づく定義

医療法により新たに定義された「医療事故」は、「提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの」である。通常用語と概念を異にしている。